

- ② 再アセスメントに基づく個別支援計画の見直し
- ③ 相談支援事業者等へのあっせん・連絡調整

月2回を限度に1回当たり …… 1時間まで187単位
1時間超 280単位

- 児童デイサービス利用児童及びその保護者に対し、家庭訪問等を個別支援計画に位置付ける了解を得るとともに、事前に日程調整を行った上で家庭訪問等を実施し、指導・支援を行った場合には、月2回を限度として、報酬を算定することができる。

月2回を限度に1回当たり …… 1時間まで187単位
1時間超 280単位

9 生活介護及び施設入所支援の報酬算定について

- 新体系への移行を容易にする観点から、①人員配置、②平均障害程度区分、③重度障害者の割合の3つの要件で報酬区分が設定される仕組みに加えて、重度障害者の割合に関わらず、報酬区分を選択できる仕組みを導入する。

(15頁 別表参照)

10 入所施設における夜間の支援体制について

- 経過措置利用者及び訓練等給付受給者の入所施設における夜間支援体制について、実態を踏まえ、夜勤対応を行っている施設については夜勤分の評価を行う。

【一人当たり施設入所支援報酬額】

夜勤職員を2人配置した場合 …… 188単位/日 (定員50人の場合)
夜勤職員を1人配置した場合 …… 138単位/日 (定員50人の場合)
宿直職員のみの場合 …… 99単位/日 (定員50人の場合)

- 施設入所支援の報酬算定の要件について、40人以下の小規模施設の実態を踏まえ、夜勤職員の配置について、新たな基準を設ける。

	【定員規模】	【夜勤職員配置】
施設入所支援 (I) ~ (III)	21~40人	夜勤2人以上
施設入所支援 (I) ~ (III)	10~20人	夜勤1人以上
施設入所支援 (IV) ~ (VII)	10~30人	夜勤1人以上

11 強度行動障害を有する者に対する支援について

- 強度行動障害に関する加算措置について、こうした障害者が多数入所する施設について、当初案の「重度障害者支援体制加算」を、その実態に適した内容となるよう見直しを行い、個人単位で加算する仕組みとする。

区分	報酬 (日額)	人員配置	施設入所支援の費用区分	
			施設入所支援サービス費	割合
重度障害者加算 (I)	40 単位	0.5 人加配	施設入所支援サービス費 (I)	1.7 : 1
重度障害者加算 (II)	164 単位		施設入所支援サービス費 (II)	2 : 1
重度障害者加算 (III)	306 単位		施設入所支援サービス費 (III)	2.5 : 1
重度障害者加算 (IV)	435 単位	1.0 人加配	施設入所支援サービス費 (IV)	3 : 1
重度障害者加算 (V)	505 単位		施設入所支援サービス費 (V)	3.5 : 1
重度障害者加算 (VI)	563 単位		施設入所支援サービス費 (VI)	4 : 1
重度障害者加算 (VII)	605 単位		施設入所支援サービス費 (VII)	4.5 : 1
重度障害者加算 (VIII)	676 単位	1.5 人加配	施設入所支援サービス費 (VIII)	5 : 1
重度障害者加算 (IX)	704 単位		施設入所支援サービス費 (IX)	5.5 : 1
重度障害者加算 (X)	730 単位		施設入所支援サービス費 (X)	6 : 1
重度障害者加算 (X I)	799 単位		施設入所支援サービス費 (X I)	経過措置

1.2 ケアホームにおける夜間支援体制加算等について

- 現在のグループホームの実態を踏まえ、夜間支援体制を確保しているケアホームの対象者（区分2以上）すべて（現在案では区分4以上に限定）について報酬上、加算措置を講じることとする。

【夜間支援体制加算】

	10人 以下	11人	12人	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20人	21~ 30人
区分5・6	97単位 /日	85単位 /日	83単位 /日	79単位 /日	72単位 /日	71単位 /日	71単位 /日	68単位 /日	63単位 /日	62単位 /日	61単位 /日	56単位 /日
区分4	52単位 /日	40単位 /日	38単位 /日	34単位 /日	27単位 /日	26単位 /日	26単位 /日	23単位 /日	18単位 /日	17単位 /日	16単位 /日	11単位 /日
区分2・3	24単位 /日	20単位 /日	17単位 /日	15単位 /日	13単位 /日	11単位 /日	9単位 /日	8単位 /日	7単位 /日	6単位 /日	5単位 /日	1単位 /日

【小規模事業夜間支援体制加算（平成21年3月末までの経過措置）】

＜加算の対象＞

- ・ 平成18年4月1日現在で既に夜間支援体制を確保していた事業所であって、小規模な事業所（ケアホーム）
- ・ なお、4月1日より後に開設した事業所については、開設時以降、夜間支援体制

を確保していた事業所

- 対象となる利用者は、当該事業所に入居しているケアホーム対象者

	4人	5人	6人	7人	8人	9人
区分5・6	127単位/日	98単位/日	73単位/日	57単位/日	42単位/日	32単位/日
区分4	65単位/日	46単位/日	33単位/日	19単位/日	12単位/日	5単位/日
区分2・3	26単位/日	22単位/日	18単位/日	11単位/日	8単位/日	3単位/日

(注) 平成20年度の加算額は、上記単価の1/2とする。

【小規模事業加算（平成21年3月末までの経過措置）】

- 加算の対象を5人規模のグループホーム・ケアホーム（現在案では4人規模のみ）にも拡大する。

4人規模 …… 37単位/日
 5人規模 …… 14単位/日

(注) 平成20年度の加算額は、上記単価の1/2とする。

1.3 旧支援費施設における他障害を受け入れた場合の報酬について

- 旧法支援施設を利用する場合の報酬単価については、利用する施設の種別に応じて、利用者の障害種別及び区分に応じた報酬単価を適用する。

【報酬単価】

身体障害者療護施設（通所）を利用する場合

知的障害者	区分A	939単位	区分B	865単位	区分C	791単位
精神障害者						420単位

身体障害者更生施設（通所）を利用する場合

知的障害者	区分A	551単位	区分B	514単位	区分C	477単位
精神障害者						420単位

身体障害者授産施設（通所・分場）を利用する場合

知的障害者	区分A	551単位	区分B	514単位	区分C	477単位
精神障害者						420単位

身体障害者通所授産施設を利用する場合

知的障害者						
小規模	区分A	939単位	区分B	865単位	区分C	791単位
標準1	区分A	727単位	区分B	677単位	区分C	628単位
標準2	区分A	601単位	区分B	571単位	区分C	542単位
大規模	区分A	508単位	区分B	487単位	区分C	466単位
精神障害者						420単位

知的障害者更生施設（通所・分場）を利用する場合

身体障害者						
通所	区分A	403単位	区分B	394単位	区分C	384単位
分場	区分A	514単位	区分B	475単位	区分C	436単位
精神障害者		420単位				

知的障害者授産施設（通所・分場）を利用する場合

身体障害者						
通所	区分A	403単位	区分B	394単位	区分C	384単位
分場	区分A	514単位	区分B	475単位	区分C	436単位
精神障害者		420単位				

知的障害者通所授産施設を利用する場合

身体障害者						
小規模	区分A	693単位	区分B	656単位	区分C	579単位
標準1	区分A	543単位	区分B	519単位	区分C	494単位
標準2	区分A	433単位	区分B	418単位	区分C	387単位
大規模	区分A	373単位	区分B	362単位	区分C	340単位
精神障害者		420単位				

【適用する加算・減算】

- 入所時特別支援加算、退所時特別支援加算、重度・重複障害者に対する加算、栄養管理体制加算、食事提供体制加算、利用者負担上限管理加算、利用率の低い施設に対する激変緩和措置、利用定員超過減算

1.4 激変緩和措置の取扱いの見直しについて

- 旧体系サービスに係る従前額の80%の最低保障措置について、来年度以降、保障水準を段階的に引き下げていくこととされているが、この取扱については凍結し、80%を維持する。

1.5 定員超過利用減算について

- (1) 新事業体系の日中活動支援又は経過措置施設の通所施設又は児童デイサービスについては、新たな利用者の受入を可能とする観点から、定員の1割増まで（現在は5%増まで）の利用を認めることとし、定員超過利用減算については以下のとおりとする（平成19年度末までの経過措置）。

ア 1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の120%を、定員が50人を超える場合は当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の10%を加えた数に10を加えた数を、それぞれ超過しているとき

ただし、定員15人未満の施設にあっては、1日当たりの利用者数が、当該定員の数に3を加えた数を超過している場合

→ 基本単位数の70%を算定

イ 過去3か月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に110%を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合

ただし、定員30人未満の施設にあっては、過去3か月間の利用者の合計が、当該定員の数に3を加えた数に開所日数を乗じた数を超過している場合

→ 基本単位数の70%を算定

(2) 新事業体系の施設入所支援又は経過措置施設の入所施設の入所施設の定員超過利用減算については以下のとおりとする。

ア 1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の110%を、定員が50人を超える場合は当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の5%を加えた数に5を加えた数を、それぞれ超過している場合

→ 基本単位数の70%を算定

イ 過去3か月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に105%を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合

→ 基本単位数の70%を算定

1.6 報酬請求方法について

- 平成19年10月以降、国民健康保険連合会に対して介護給付費等の請求を行う場合、インターネットを利用して行うものとする。

1.7 障害児施設に係る報酬について

(1) 入所施設における入院・外泊に係る報酬について

- 入所者が入院を要した場合又は外泊した場合は、1月に12日を限度として本体報酬に代えて1日につき次の報酬を算定する。

6日まで …………… 320単位
7日以降12日まで …………… 160単位

(2) 入所施設における入院時支援加算

- 入院・外泊により本体報酬を算定されない日数が月12日を超える場合であって、

当該12日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、サービス利用計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算（月1回算定）。

6日までの場合 …………… 561単位
7日以上の場合 …………… 1,122単位

(3) 通所施設が行う通所以外の支援に係る評価について

- 通所施設利用児童及びその保護者に対し、家庭訪問等をサービス利用計画に位置付ける了解を得るとともに、事前に日程調整を行った上で家庭訪問等を実施し、指導・支援を行った場合には、月2回を限度として、報酬を算定することができる。

月2回を限度に1回当たり …… 1時間まで187単位
1時間超 280単位

- 通所施設利用児童であって、常時サービスを利用しているが、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合、その児童の居宅を訪問して利用児童の状況を確認し、保護者の同意の上で次の支援を行った場合には、月2回を限度として、報酬を算定することができる。

- ① 引き続き現行のサービスを利用するための動機付け
- ② 再アセスメントに基づく個別支援計画の見直し
- ③ 相談支援事業者等へのあっせん・連絡調整

月2回を限度に1回当たり …… 1時間まで187単位
1時間超 280単位

(4) 障害児通園施設における他障害を受け入れた場合の報酬について

- 原則として利用者の障害種別に応じた報酬単価を適用する。

利用施設	受入児童	適用する報酬単価区分
知的障害児通園施設	難聴幼児	難聴幼児通園施設
	肢体不自由児	知的障害児通園施設
肢体不自由児通園施設	知的障害児	知的障害児通園施設
	難聴幼児	難聴幼児通園施設
難聴幼児通園施設	知的障害児	知的障害児通園施設
	肢体不自由児	知的障害児通園施設

(5) 定員超過利用減算について

ア 障害児通所施設については、新たな利用者の受入を可能とする観点から、定員の1割増までの利用を認めることとし、定員超過利用減算について以下のとおりとする（平成19年度末までの経過措置）。

(ア) 1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の120%を、定員が50人を超える場合は当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の10%を加えた数に10を加えた数を、それぞれ超過しているとき

ただし、定員15人未満の施設にあっては、1日当たりの利用者数が、当該定員の数に3を加えた数を超過している場合

→ 基本単位数の70%を算定

(イ) 過去3か月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に110%を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合

ただし、定員30人未満の施設にあっては、過去3か月間の利用者の合計が、当該定員の数に3を加えた数に開所日数を乗じた数を超過している場合

→ 基本単位数の70%を算定

イ 障害児入所施設の定員超過利用減算については以下のとおりとする。

(ア) 1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の110%を、定員が50人を超える場合は当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の5%を加えた数に5を加えた数を、それぞれ超過している場合

→ 基本単位数の70%を算定

(イ) 過去3か月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に105%を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合

→ 基本単位数の70%を算定

(6) 学齢期前の障害児に係る食事提供加算について

○ 通園施設を利用する学齢期前の障害児に係る食事提供加算については、以下のとおりとする。

低所得1, 低所得2	……………	58単位
市町村民税所得割2万円以下の世帯	………	42単位

別表

(生活介護)

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換 算)	サービス管理責任者 配置基準	平均障害程度				
	定員40人 以下	定員41人以上 60人以下	定員61人 以上80人 以下	定員81人 以上			平均区分 5.0以上		平均区分 4.5以上		平均区分 4.0以上
生活介護サービス費(Ⅰ)	1,262単位	1,232単位	1,177単位	1,162単位	1.7:1以上	利用者60人以下 1人以上 (以降40人又はその 端数を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分 5.5 以上	又は	区分6の者が60% 以上		
生活介護サービス費(Ⅱ)	1,119単位	1,088単位	1,043単位	1,029単位	2:1以上		平均区分 5.3 以上 5.5 未満		区分6の者が50% 以上		
生活介護サービス費(Ⅲ)	955単位	924単位	891単位	877単位	2.5:1以上		平均区分 5.1 以上 5.3 未満		区分6の者が40% 以上		
生活介護サービス費(Ⅳ)	846単位	817単位	789単位	776単位	3:1以上		平均区分 4.9 以上 5.1 未満	平均区分 4.5以上	区分5・6の者が 50%以上		
生活介護サービス費(Ⅴ)	770単位	736単位	718単位	704単位	3.5:1以上		平均区分 4.7 以上 4.9 未満		区分5・6の者が 40%以上		
生活介護サービス費(Ⅵ)	696単位	667単位	645単位	633単位	4:1以上		平均区分 4.4 以上 4.7 未満	平均区分 4.0以上	区分5・6の者が 40%以上		
生活介護サービス費(Ⅶ)	650単位	618単位	601単位	588単位	4.5:1以上		平均区分 4.1 以上 4.4 未満		区分5・6の者が 30%以上		
生活介護サービス費(Ⅷ)	606単位	578単位	564単位	551単位	5:1以上		平均区分 3.8 以上 4.1 未満	平均区分 4.0未満	区分5・6の者が 30%以上		
生活介護サービス費(Ⅷ)	606単位	578単位	564単位	551単位	5:1以上		平均区分 3.8 以上 4.1 未満		区分5・6の者が 20%以上		
生活介護サービス費(Ⅸ)	577単位	546単位	533単位	522単位	5.5:1以上		平均区分 3.5 以上 3.8 未満	平均区分 4.0未満	区分5・6の者が 20%以上		
生活介護サービス費(Ⅹ)	547単位	515単位	510単位	496単位	6:1以上		平均区分 3.5 未満				
生活介護サービス費(Ⅺ)	502単位	473単位	460単位	446単位	10:1以上		経過措置利用者				

(施設入所支援)

区分	報酬単価				夜間職員 配置基準	平均障害程度				
	定員40人 以下	定員41人 以上60人 以下	定員61人 以上80人 以下	定員81人 以上		平均区分 5.0以上		平均区分 4.5以上		平均区分 4.0以上
施設入所支援サービス費(Ⅰ)	400単位	309単位	255単位	231単位	利用者60人以下 夜勤職員3人以上 (以降40人を増すご とに1人を加えて得 た数以上)	平均区分 5.5 以上	又は	区分6の者が60% 以上		
施設入所支援サービス費(Ⅱ)	381単位	289単位	238単位	214単位		平均区分 5.3 以上 5.5 未満		区分6の者が50% 以上		
施設入所支援サービス費(Ⅲ)	359単位	266単位	219単位	195単位		平均区分 5.1 以上 5.3 未満		区分6の者が40% 以上		
施設入所支援サービス費(Ⅳ)	281単位	214単位	179単位	162単位	利用者60人以下 夜勤職員2人以上 (以降40人を増すご とに1人を加えて得 た数以上)	平均区分 4.9 以上 5.1 未満	平均区分 4.5以上	区分5・6の者が 50%以上		
施設入所支援サービス費(Ⅴ)	270単位	203単位	170単位	153単位		平均区分 4.7 以上 4.9 未満		区分5・6の者が 40%以上		
施設入所支援サービス費(Ⅵ)	262単位	195単位	163単位	146単位		平均区分 4.4 以上 4.7 未満	平均区分 4.0以上	区分5・6の者が 40%以上		
施設入所支援サービス費(Ⅶ)	256単位	188単位	158単位	141単位		平均区分 4.1 以上 4.4 未満		区分5・6の者が 30%以上		
施設入所支援サービス費(Ⅷ)	188単位	146単位	127単位	115単位	利用者60人以下 夜勤職員1人以上 (以降40人を増すご とに1人を加えて得 た数以上)	平均区分 3.8 以上 4.1 未満	平均区分 4.0未満	区分5・6の者が 30%以上		
施設入所支援サービス費(Ⅸ)	184単位	141単位	124単位	112単位		平均区分 3.5 以上 3.8 未満		区分5・6の者が 20%以上		
施設入所支援サービス費(Ⅹ)	180単位	138単位	121単位	109単位		平均区分 3.5 未満				
施設入所支援サービス費(Ⅺ)	115単位	99単位	92単位	88単位	宿直職員1人以上	経過措置入所者				